

議案第36号

鳥取県基金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
12 鳥取県環境学術等研究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境その他の地域の課題に関する調査研究に対する助成等を行い、もって環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進並びに個性豊かな地域	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
12 鳥取県環境学術等研究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境その他の地域の課題に関する調査研究に対する助成等を行い、もって環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進並びに個性豊かな地域	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計	

社会の形成に資すること。

上して基金に積立て

略

19 鳥取県消費者行政活性化基金

消費生活相談の複雑化・高度化に対応して、消費生活相談窓口の機能強化等を図ること。

一般会計歳入歳出予算に定める額

一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て

当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

社会の形成に資すること。

上して基金に積立て

略

19 鳥取県消費者行政活性化基金

消費生活相談の複雑化・高度化に対応して、消費生活相談窓口の機能強化等を図ること。

一般会計歳入歳出予算に定める額

一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て

当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

20 鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安

一般会計歳入歳出予算に定める額

一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て

当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

20 略				
21 略				
22 略				
23 鳥取県 自死対策 緊急強化 基金	自死を防 ぐための相 談体制の整 備、人材の 養成等によ り、県内の 自死に対す る施策及び 体制の充実 強化を図 り、もって 自死の防止	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。

	心を確保す るため、社 会福祉施設 等の耐震化 等のための 整備を促進 すること。			
21 略				
22 略				
23 略				
24 鳥取県 自死対策 緊急強化 基金	自死を防 ぐための相 談体制の整 備、人材の 養成等によ り、県内の 自死に対す る施策及び 体制の充実 強化を図 り、もって 自死の防止	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。

	及び自死者の親族等に対する支援の充実に資すること。					及び自死者の親族等に対する支援の充実に資すること。				
24	略				25	とっとり発リニューディール基金	地球温暖化対策及び環境保全型の地域づくりを推進し、その取組により雇用創出及び中長期的に持続可能な地域経済社会の構築を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
25	略				26	略				
26	略				27	略				
					28	略				

<p>27 とっとり り支え愛 基金</p>	<p>高齢者、 障がい者等 が住み慣れ た地域で暮 らし続けら れるように するため、 これらの者 の生活を地 域で支え合 う活動の支 援及び生活 環境の整備 を行うこと。</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に定める額</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て</p>	<p>当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。</p>
--------------------------------	--	----------------------------------	--	---

<p>29 とっとり り支え愛 基金</p>	<p>高齢者、 障がい者等 が住み慣れ た地域で暮 らし続けら れるように するため、 これらの者 の生活を地 域で支え合 う活動の支 援及び生活 環境の整備 を行うこと。</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に定める額</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て</p>	<p>当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。</p>
<p>30 鳥取県 地域の元 気・公共 投資臨時 基金</p>	<p>地域にお ける公共投 資を円滑に 実施し、防 災対策、減 災対策等の 推進及び産 業基盤・生</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に定める額</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て</p>	<p>当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。</p>

<u>28</u> 略				
<u>29</u> 略				
<u>30</u> 略				
<u>31</u> 略				
<u>32</u> 略				
<u>33</u> 鳥取県 原子力防 災対策基 金	島根原子 力発電所に 係る原子力 防災対策の 円滑な実施 を図ること。 。	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。

					活基盤等の 整備を図る ための経費 に充てるこ と。
<u>31</u> 略					
<u>32</u> 略					
<u>33</u> 略					
<u>34</u> 略					
<u>35</u> 略					
<u>36</u> 鳥取県 原子力防 災対策基 金	島根原子 力発電所に 係る原子力 防災対策の 円滑な実施 を図ること。 。	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。	

			(2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て				(2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て
34 鳥取元 気づくり 推進基金	県民、特 定非営利活 動法人、事 業者、市町 村、県等の 多様な主体 が連携し、 地域の自 然、歴史、 文化等の特 性に応じた 地域づく りに取り組 み、もって 個性豊かで 魅力ある地	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。			

域社会を形成する地方創生の推進に資すること。

予算に計上して基金に積立
て

別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
3 鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金	後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業及び後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交	(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第116条第5項及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる とき。

別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
3 鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金	後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業及び後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交	(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第116条第5項及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる とき。

付金を交付する事業に必要な費用に充てること。

国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「算定政令」という。）第19条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算に定める額
(2) 算定政令第19条第1項の条例で定める割合は、当該基金の設置目的

付金を交付する事業に必要な費用に充てること。

国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算に定める額
(2) 前期高齢者交付金等及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関

		<u>を達成す るために 必要な資 金の積立 てに必要 な額の3 分の1に 相当する 額を後期 高齢者医 療広域連 合の療養 の給付等 に要する 費用の額 の見込額 で除して 得た率と する。</u>					<u>する政令 第19条 第1項の 条例で定 める割合 は、<u>10万 分の44</u>と する。</u>		
略					略				

第2条 鳥取県基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
6 鳥取県大規模事業基金	県勢発展の基盤となる大規模事業を円滑に推進するための経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して整理	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。

改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
6 鳥取県大規模事業基金	県勢発展の基盤となる大規模事業を円滑に推進するための経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して整理	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。
7 鳥取力創造運動推進基金	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる

<u>7</u>	略			
<u>8</u>	略			
<u>9</u>	略			
<u>10</u>	略			
<u>11</u>	略			
<u>12</u>	略			
<u>13</u>	略			

	が連携し、共に地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。		置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	とき。
<u>8</u>	略			
<u>9</u>	略			
<u>10</u>	略			
<u>11</u>	略			
<u>12</u>	略			
<u>13</u>	略			
<u>14</u>	略			

<u>14</u> 略				
<u>15</u> 略				
<u>16</u> 略				
<u>17</u> 略				
<u>18</u> 略				
<u>19</u> 略				
<u>20</u> 略				
<u>21</u> 略				
<u>22</u> 略				
<u>23</u> 略				
<u>24</u> 略				
<u>25</u> 鳥取県 地域医療 再生基金	県内の医 療に係る課 題の解決を 図るため、 医療機能の 強化、医師 等の確保等 を計画的に 行う施策の	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。

<u>15</u> 略				
<u>16</u> 略				
<u>17</u> 略				
<u>18</u> 略				
<u>19</u> 略				
<u>20</u> 略				
<u>21</u> 略				
<u>22</u> 略				
<u>23</u> 略				
<u>24</u> 略				
<u>25</u> 略				
<u>26</u> 鳥取県 地域医療 再生基金	県内の医 療に係る課 題の解決を 図るため、 医療機能の 強化、医師 等の確保等 を計画的に 行う施策の	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。

	<p>実施に要する経費に充てること。</p>					<p>実施に要する経費に充てること。</p>			
<p>26 略</p>					<p>27 とつと り支え愛 基金</p>	<p>高齢者、 障がい者等 が住み慣れ た地域で暮 らし続けら れるように するため、 これらの者 の生活を地 域で支え合 う活動の支 援及び生活 環境の整備 を行うこと。</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に定める額</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て</p>	<p>当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。</p>
<p>27 略</p>					<p>28 略</p>				
<p>28 略</p>					<p>29 略</p>				
<p>29 略</p>					<p>30 略</p>				
					<p>31 略</p>				

<u>30</u> 略
<u>31</u> 略
<u>32</u> 略

<u>32</u> 略
<u>33</u> 略
<u>34</u> 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中鳥取県基金条例別表第1の12の項の改正規定及び同表に34の項を加える改正規定並びに別表第3の3の項の改正規定 平成28年4月1日
- (2) 第2条の規定 平成28年5月31日